

❌ 違反是正

北九州市の概況

本市は、九州最北端に位置し、関門海峡を挟んで本州と九州を結ぶ海陸交通の玄関口である。東は周防灘、北は響灘に面し、西は遠賀、鞍手、南は筑豊、京築に連なりその広さは、東西32.5km、南北33.5km、面積489.60km²で福岡県域の約10%を占めている。

市街地は鉄の町として高度経済成長期を支えた北部沿岸に位置する工業・港湾地域と背後の急峻な山塊に挟まれており、近年は、南部と西部の市街化が進んでいる。

北九州市消防局の概況

当局は、消防局、7署、4分署、14出張所で、

職員数962名体制で組織されている（平成26年4月1日現在）。

同意事務及び許認可事務など指導業務は、建物の規模や危険物の倍数等により、本部と各消防署で実施しており、違反処理についても同様である。

なお、平成26年度より、違反処理係長以下3名で構成する違反処理係を本部に設置した。

防火対象物の概要

- 耐火構造5階建
- 建築面積：1,770.26m²
- 延べ面積：6,336.54m²
- 用途：(2)項口(遊技場)

令8区画貫通に伴うスプリンクラー設備未設置に対する措置命令事例

北九州市消防局予防部指導課違反処理係 梅本修平

八幡東区皿倉山山頂からの夜景（提供：北九州市）





- 収容人員：442人
- 消防用設備等：
 - 消火器、屋内消火栓設備、泡消火設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯、連結送水管
- 違反者：A株式会社代表取締役B

事例の概要

当該防火対象物は、A株式会社(以下「A社」という。)が平成6年4月から遊技場(パチンコ店)として使用を開始したものである。遊技場部分、寄宿舍部分(従業員寮)及び事務所を令8区画とすることで、遊技場部分の面積を6,000㎡未満としていたが、立入検査において事務所部分の令8区画の貫通(遊技場に通じる扉の設置)を確認、遊技場部分においてスプリンクラー設備未設置の違反対象物となったものである。

違反是正における指導経過

○立入検査結果通知書交付1回目 (平成21年7月30日)

立入検査実施時、遊技場と事務所とを区画する壁に扉が設置されており、令8区画の貫通を確認した(令8区画貫通以前は、事務所から遊技場への移動は一旦屋外を通る必要があった)。

〈主な違反事項〉

- スプリンクラー設備未設置(事務所・遊技場部分)
- 誘導灯の一部未設置
- 消防計画未作成

- 消防訓練未実施
- 消防用設備等点検報告未実施
- 防火対象物点検報告未実施

立会人のA社常務取締役C(以下「C」という。)に立入検査結果通知書を交付し、違反事項について改修計画書の提出を求めた。

その後、A社から改修計画書の提出等の改善意思が認められないにもかかわらず、違反処理にまで踏み込めなかった。

○立入検査結果通知書交付2回目 (平成23年9月16日)

※違反事項は、平成21年7月30日と同様

立入検査結果通知書を立会人のCに交付、9月30日までに改修計画書の提出を求めた。

スプリンクラー設備未設置は、人命安全上重大違反であるため、A社代表取締役B(以下「B」という。)に直接指導したい旨をCに要請するが拒まれた。

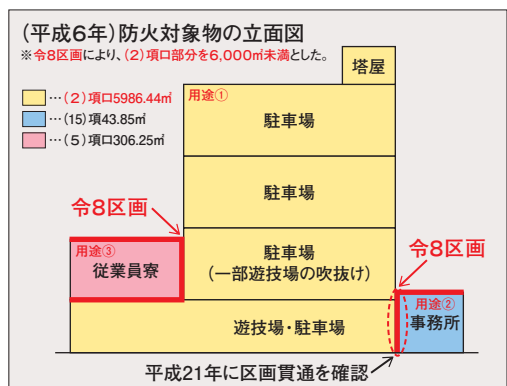
期限を経過しても改修計画書等の提出がなく、改めて電話指導や訪問指導を実施した結果、12月9日に改修計画書が提出された。

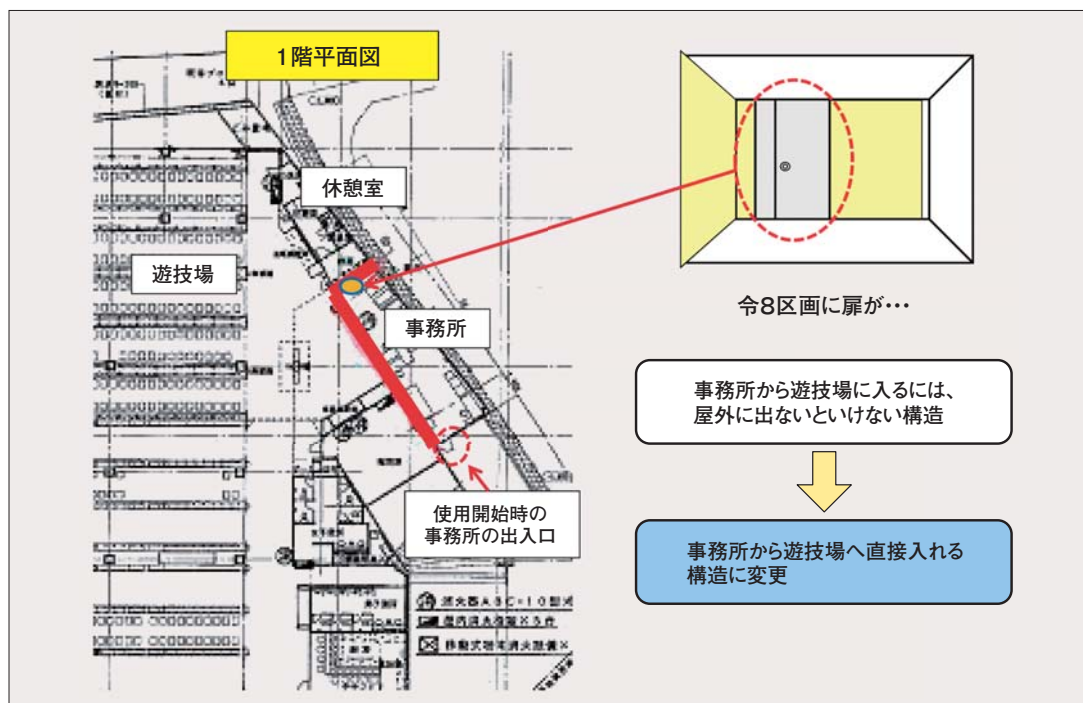
しかし、工程の具体的な説明もなく、すべての違反事項について平成24年2月に改修との曖昧な改修計画書であった。

その後も進捗状況確認のため、再三にわたりCに連絡を取るが、「忙しいので折り返し連絡をする」など、不誠実な対応が繰り返された。

○立入検査の実施(平成24年3月13日)

改修予定日を経過しても違反事項の改善が認められなかったため、勧告書交付を前提とした





立入検査を店長立会いで実施した。

○勧告書の交付(平成24年3月21日)

※違反事項は、平成21年7月30日と同様

勧告書をCに交付、勧告事項について4月4日までに改修計画書及び工程表等の提出を求めた。

4月16日に6月末改修予定との改修計画書を受理するが、工程表等もなく具体性に欠ける内容であった(以後Cとの連絡は不能となった)。

○勧告事項進捗状況についての照会文送付(平成24年7月23日)

7月30日までの期限を付して報告を求めたが、回答がなかった。

違反処理移行の決定

再三の行政指導にもかかわらず改修意思が認められないことから、以下の点に留意し違反処理への移行を決定した。

- 命令を見据えて管理権原者であるBへの説明責任を果たす必要性から、Bへの直接指導を行うよう関係者に働きかけていくこと。
- 命令移行前に手続上の助言を求めること及び

今後の協力体制構築のため、警察と協議を行いながら違反処理を進めること。

○立入検査＝実況見分(平成24年8月24日)

違反状況立証のため、店長立会いで立入検査(実況見分1回目)を実施し、違反調査報告書及び実況見分調書を作成した。

警告の履行期限の設定を検討するにあたっては、違反処理標準マニュアルを参考にするとともに、スプリンクラー設備については、消防設備業者に実情を聴取し、履行期限5カ月と設定した。

○警告書交付及びCの質問録取(平成24年9月25日)

※違反事項は、平成21年7月30日と同様

5カ月ぶりにCと連絡が取れたため、警告を行う旨とBの来局を要請するが、多忙を理由に断られた。

Cは財務と実行権限を持っていると話していたため、Cに直接警告書を交付し、警告事項について10月9日までに履行計画書及び工程表等の提出を求めたが、提出されなかった。

〈質問録取におけるCの主な主張〉

- スプリンクラー設備の設置は費用的に困難

- 消防にだけ費用をかけられない。
- Bは忙しいので会うことはできない。
- Bから財務全般を任されており、消防法違反の改修は常務権限の範囲内である。
- Bには消防から指導が入っている旨は伝えている。

警告後のA社の対応

警告書交付及び質問録取実施後、Cとの連絡は不能となった。部下の話によるとCは長期入院したとのことから、引き続きBへの直接指導を行うよう継続的に働きかける必要があると判断した。

警告後の指導状況

スプリンクラー設備設置の履行期限が長期にわたる（平成25年2月末）ことから、それ以外の履行期限が経過した警告事項について継続指導するが、改善へ向けた対応がないため、文書により下記のとおり指導を行った。

○警告事項未履行に対する理由の報告文書提出指示（計4回）

平成24年11月1日、11月22日、12月22日及び平成25年2月14日に、警告事項未履行に対する理由を速やかに報告するよう求めたが、関係者からの報告はなかった。

継続的な文書指導中にCと連絡が取れたため、消防局への来局を要請した。

○C来局（平成25年2月22日）

Bとの接見を依頼したが、Cが一任されていること及びBは1年のほとんどを海外で過ごすことを理由に、接見依頼を断られた。

命令移行への検討

管理権原者であるBの履行意思が確認できないことから、履行意思の最終確認を行う必要があると判断し、履行計画書及び工程表の提出をCに再度求めたが提出されなかった。

これ以上Cへの指導は限界と思われる状況であったが、一般防火対象物における本市の命令は17年ぶりであり、近年の行政手続きの厳格化

等から、Bへの意思の送達が確認できない状況での措置命令発動への迷いが生じた。

しかし、どこかで行政指導の限界を判断する必要があるため、報告徴収による履行意思の最終確認を行った後、それでも従わない場合は、措置命令を発動する方針を固めた。

初めての試み（報告徴収の実施）

○報告徴収書交付（平成25年3月29日）

警告事項に対する履行計画書及び履行計画を裏付ける工程表等を文書で報告するよう命令し、Cに報告徴収書を交付した。

報告の履行期限は4月30日とし、教示を読み聞かせた。

○履行計画書受理（平成25年4月30日）

初めて関係者自ら書類提出があったものの、10月末までに履行するとの曖昧な履行計画書のみが提出された。

また、提出時に来局した関係者は、消防の指導に対して何も事情を知らない者であった。

命令発出への事前手続

○立入検査＝実況見分（平成25年6月6日）

違反状況立証のため、店長立会いで立入検査（実況見分2回目）を実施し、違反調査報告書及び実況見分調書を作成した。

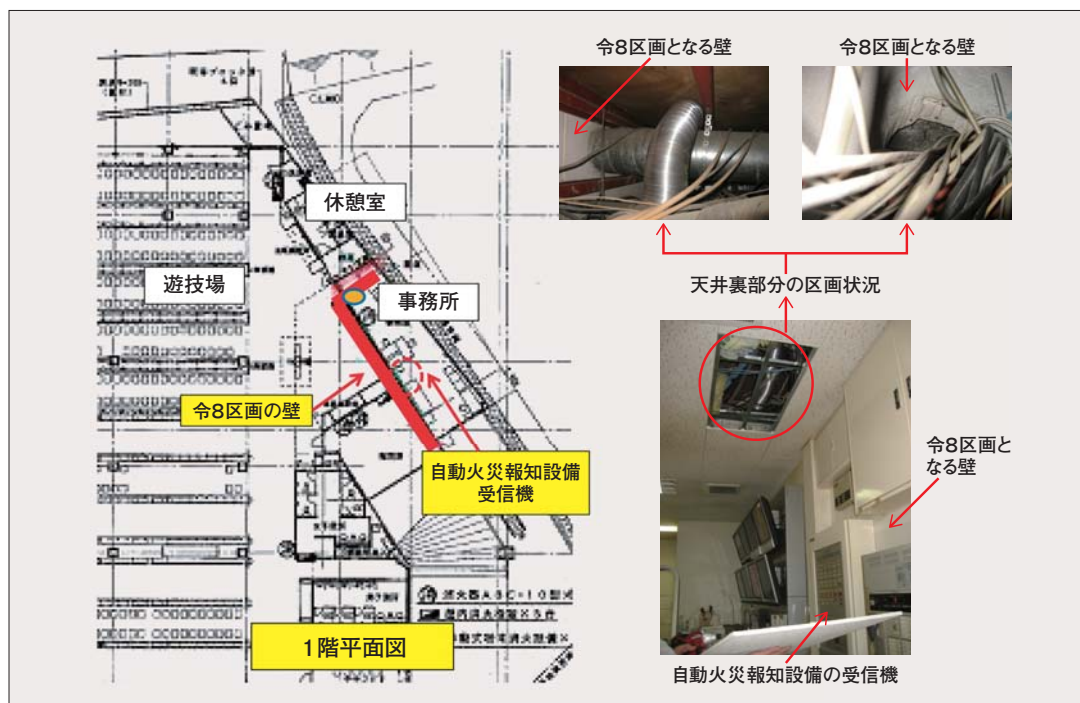
スプリンクラー設備未設置の違反改修については、設備の設置以外に開口部を元の令8区画の壁に戻すという改修方法も選択の余地として関係者に提示していた。

しかし、実況見分2回目において、事務所天井裏と遊技場部分とを区画する令8区画の壁が貫通していることが判明したため、令8区画を使用開始時の状態に戻すという改修案は困難となった。

○Cの質問録取（平成25年7月12日）

Bの接見を求めるが拒否するため、Cの質問録取（2回目）を実施した。

警告事項の履行についてCは、金銭面を理由に改修できないと主張した。



○弁明の機会の付与通知書交付 (平成25年8月8日)

8月20日を期限とした弁明書の提出を請求した。

警察への事前相談と協力体制の構築

命令発出時のトラブル対策及び今後の対応について所轄警察署へ相談した。

〈警察からの主な助言〉

- 公務執行妨害に対する応援体制の確認
- 関係者にとって大きなダメージとなるが、消防の目的達成のため、使用停止命令も検討すべきである。
- 積極的にメディアを活用すべきである。
- 直罰規定に対して、報告徴収権を活用し、重大違反ととらえ告発するという消防局の手法は有用と考える。
- すでに直罰規定違反は成立しているので、関係者に警察が任意出頭を求め、消防が質問録取できるように協力することは可能である。
- 命令書交付時は、到達の証拠として交付現場を撮影した方がよい。

●今後の実況見分を立入拒否された場合は、手続きに時間はかかるが、家宅捜索令状を取って、消防・警察で実況見分を行うとよい。

●標識については、破るのではなく剥がされるだけでは公文書毀棄罪での立件は困難と考える。

○消防法第35条の13に基づく協力依頼書による照会

パチンコ店は風営法等の許可が必要であるため、処分庁である警察に対して名宛人の人定を目的に協力依頼書により照会を行い、名宛人はBに間違いがないことの最終確認を行った。

○C来局(平成25年8月19日)

弁明書提出期限前日、Cが弁明書等を持参することなく相談に来局してきた。

依然として警告事項の履行意思が認められず、命令に移行せざるを得ない旨を伝達した。

〈Cの主張〉

- 資金難であるが少しずつ改修したいので、命令はやめて欲しい。
- Bは日本にいないので、弁明の機会付与は伝わっていない。
- 標識の設置やホームページへの公開は、信用

問題になるので困る。

- 今後どうなるか不安である。

命令事項の選定

(違反事項)

- ①スプリンクラー設備未設置(事務所・遊技場部分)
- ②誘導灯の一部未設置
- ③消防計画未作成
- ④消防訓練未実施
- ⑤消防用設備等点検報告未実施
- ⑥防火対象物点検報告未実施

違反事項⑤、⑥については、他の違反事項を命令後に別途「報告徴収書」により、点検報告をしない理由及び点検報告予定時期又は点検をしている場合は、その結果報告時期について消防長へ報告することを命令し、間接的な履行を促すこととした。

命令事項の選定については、職員の経験不足等もあり難航し、特に、消防法第8条関係の取捨で検討を重ねたが、最終的に①、②を命令事項とすることとした。

命令書の交付

命令書交付に際して、Cを窓口にてBの来局を要請したが応答がなく、Cとも連絡不能となったことから、A社事務所へ出向し、命令書を従業員に直接交付することとした。

- 命令書交付(平成25年8月30日9時47分)

A社事務所において、総務課長Dに対しA(株)代表取締役B宛の命令書を交付した。

- 標識設置(同日11時20分)

命令書交付後、直ちに標識設置のため遊技場へ出向し、店長に標識設置について説明した。

その後、標識設置の一報を店長から受けたCが到着し、改めて命令事項と公示の主旨を説明した。

Cは、信用問題になるので標識設置の中止を威圧的に主張したが、利用者が不測の事態を被ることがないようにするための設置であること、また、標識を剥がした場合は警察の捜査が入る



標識の設置状況

旨を併せて説諭した。

C及び店長立会いで、遊技場につながるすべての出入口(計8カ所)に標識を設置した。

帰局後、命令について直ちにホームページへの掲載及び公報の登載並びに各消防署・区役所への掲示措置を実施した。

- 標識紛失を確認(同日15時10分)

標識の設置状況確認のため、標識設置から4時間後に現地確認を行ったところ、すべての標識(計8カ所)が紛失していることが確認された。

- 所轄警察署へ通報(同日16時00分)

- 警察と合同で遊技場へ出向(同日16時30分)

警察から標識紛失について店長に質問したところ、気がついたら剥がされていたとの回答であった。

- C到着(同日17時00分)

店長から警察訪問の連絡を受けたCが到着した。

〈警察に対するCの主張〉

- 誰が標識を剥がしたかわからない、客かもしれない。
- 以前も消防ホースを壊されたことがある。
- 消防法違反の改修意思はあるが資金難でできない。
- やらないとは言っていないのに行政処分されるのは納得できない。

その直後、警察の念押しに対し、Cは供述を覆した。

- 命令に納得が行かず、標識を剥がした。
- 標識を剥がしたことは店長に強く口止めをした。

違反是正

- 今日初めて上司(専務)に、消防から強く指導されていることを相談した。

- 今までの消防の指導についてBは知らない。

○標識再設置(同日17時30分)

警察監視のもと、C及び店長立会いで再度標識を設置(計8カ所)した。

○A社専務取締役E(以下「E」という。)到着(同日18時00分)

Eから消防局に対して謝罪があり、命令事項の履行について進めていくこと、また、本日の件はBに伝わっている旨の回答を得た。

その後、E、C及び店長は、警察の指導により申立書(反省及び消防局の指導に従う旨の意思表示)を記入・押印し、消防局に提出した。

違反改修へ

○C及び設計会社来局(平成25年9月5日)

スプリンクラー設備の設置は資金的に困難なため、遊技場に付属している駐車場を減築することで、遊技場の用途部分を6,000㎡未満とし命令事項を履行する旨の申し出があった。

○誘導灯設置届出書受理・検査実施(平成25年9月16日)

命令事項の一つである誘導灯の未設置について、命令の履行を確認した。

○減築確認検査(平成25年9月20日)

遊技場に付属する駐車場60㎡の減築を確認。遊技場の用途に係る面積が5,980.79㎡であることを断定し、すべての命令事項の履行を確認した。

○平成25年10月 その他の警告事項の改修

法定点検報告の実施及び防火管理関係の警告事項についても違反改修がなされた。

本件は違反の覚知から是正まで約4年間を要したが、命令発出後は、約1カ月でのスピード改修となった。

違反処理を振り返って

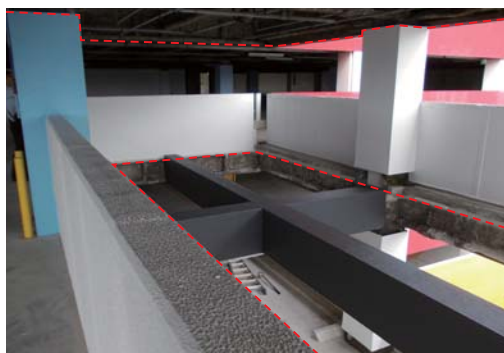
本市においては、違反処理の経験が浅く、近年の行政手続きの厳格化等のハードルもあり、違反処理を進める上で様々な迷いが生じた。

今回のような法人格を名宛人とする場合、代表取締役に直接指導することにこだわる必要はなく、いたずらに行政指導期間が引き延ばされたことは大きな反省点となった。

また、結果的にすべての違反事項が改修されたものの、命令時、一部の事項に限定して命令したことも大きな反省点となった。

しかし、本事案を通じて、違反処理の重要性を再認識するとともに、報告徴収書等新たな手法の確立や警察機関との連携体制の構築ができたことで、今後の違反処理体制強化の大きな一歩を踏み出したこと、また、大切なのは法令に精通した知識や査察技術にも増して、火災から人命を守るという職員一人ひとりの信念であることを強く実感した。

今後も知識、技術に加え、消防職員としての強い信念の伝承を意識しつつ、違反是正に取り組んでいきたい。



減築工事後の駐車場の状況(4階)
床面積がなくなったことで、3階の天井となるため、減築部分の天井を3階の警戒区域に変更



減築工事後の駐車場の状況(3階)
3階の一部天井とともに泡消火設備がなくなったため、本市運用に基づき移動式粉末消火設備により包含することとした。